

香川県広域水道企業団条例第3号

香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例及び香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

(香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(大学等課程の履修のための休業をすることができる教育施設)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(大学等課程の履修のための休業をすることができる教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(3)・(4) 略</p>

(香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による<u>専門職大学の前期課程</u>(以下「<u>専門職大学前期課程</u>」という。))を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p>

業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(4)～(8) 略

(水道技術管理者の資格)

第4条 略

(1) 略

(2) 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。第4号において同じ。）については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) 略

(4) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者については7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業（専門職大学前期課程にあつては、修了）をした者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) 略

(4)～(8) 略

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) 略

(4) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者については7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業をした者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。